

個人番号情報の独自利用について

総務課行政経営係

1 個人番号情報との連携の必要性

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号、令和5年6月9日交付（以下「法」という。））により、健康保険証を原則廃止し、マイナンバーカードに一体化することとなり、令和6年12月2日以降は健康保険証が新たに発行されなくなります。（有効期限内の健康保険証については、廃止後1年間は使用することが可能。）

このことにより、本町において条例施行規則の規定で健康保険証の提出を求め、受給資格の有無を確認している福祉医療費の助成については、窓口でマイナンバーカードが提出されても医療保険情報を確認することが不可能となります。

このため、町民の窓口における申請負担の軽減及び町の担当職員の効率的かつ迅速な事務処理を図るため、マイナンバーカードを利用した医療保険情報の確認を行うことを目的に、独自利用事務の個人番号情報連携について、事前に本町条例を改正した上で、国が設置した個人情報保護委員会への届出が必要となります。

2 個人番号情報連携が必要な独自利用事務

- (1) 子ども医療費助成制度
- (2) 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成制度

3 事前の条例改正予定時期

令和6年芽室町議会定例会6月定例会議

4 健康保険証廃止後の対応

令和6年12月2日の健康保険証廃止から、個人番号情報連携が開始される令和7年2月までの期間は、受給資格の

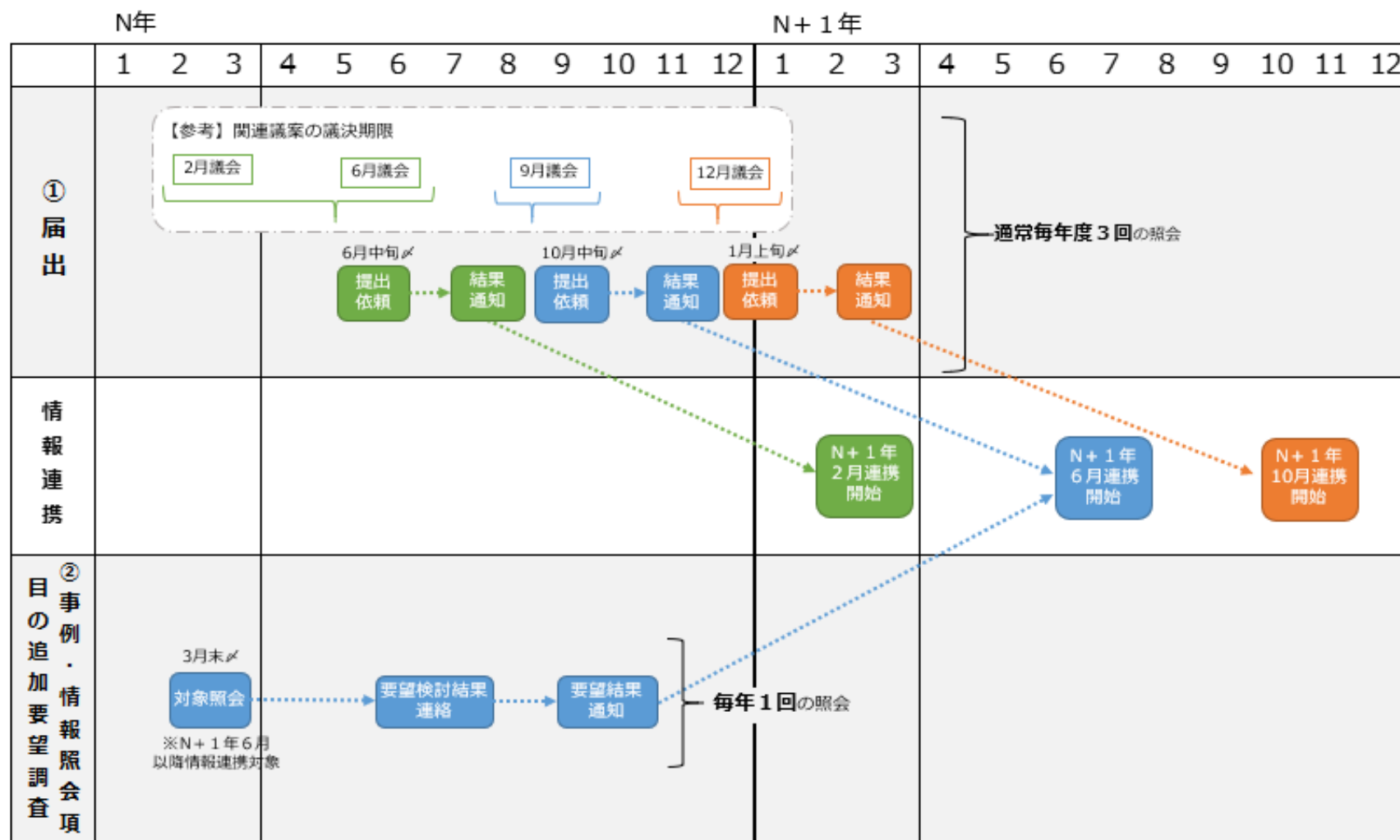
有無に係る医療保険情報の確認については、担当課から申請の都度医療保険者に照会する必要があります。

参考

法第9条第2項

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他の事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

独自利用事務の情報連携に関する年間スケジュール



(※1) このほか、これらのスケジュールを参考に、各団体の必要に応じて関連議案の議決、システム改修に必要な予算要求、保護評価書の作成、窓口対応準備（市民説明、窓口フロー改定、申請書様式改定）等の庁内準備をしていただくこととなります。

(※2) 上記のスケジュールはおおむねの時期を示すものであり、実際の運用時点で多少前後する可能性がありますことにご留意ください。